

■研究資料

大学院博士前期課程における スクールソーシャルワーク研修プログラムの開発

吉川 雅博*

New Curriculum of School Social Work in Master Course

Masahiro YOSHIKAWA

キーワード：スクールソーシャルワーク (school social work), カリキュラム (curriculum), 異文化理解 (inter-cultural understanding)

1. はじめに

学校現場では、社会状況の様々な変化により、今までになかったような苦しみや悩みが発生し、その数も増加の一途をたどってきている。スクールカウンセラーや心の相談員などの配置で、少しは教員の負担が軽減されてきているが、学校現場の教員は多忙を極め、児童や生徒の相談には、十分に対応しきれていないのが現状である。特に、原因が複雑で、地域や対外的機関の支援が必要な児童や生徒に対して、福祉的なアプローチによる解決を支援する体制が構築されておらず、一部の管理職や主任に多くの負担がかかっている。

2008年より文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」が始まった。この事業のもと全国的にスクールソーシャルワーカー（以下、SSWerとする）が配置され、全国でSSWerとして雇用された人数は2008年度のSSW活用事業実施結果によると944名、2011年度は722名であった。

2009年度より、社団法人日本社会福祉士養成校協会がスクールソーシャルワーク（以下、SSWとする）教育課程を社会福祉士養成課程のある大学・専門学校に対

して認定している。しかし、SSWerの専門性や職務内容を考えると、学部レベルではなく、博士前期課程が適当ではないかと考えている。実際に福島大学大学院人間発達文化研究科修士課程では、SSWのカリキュラムがある。愛知県立大学大学院人間発達学研究所博士前期課程では、SSWに関連する分野である学校教育系と社会福祉系の授業科目を多数開講していることから、SSWの研修プログラムの開発を検討することにした。

2. 研修プログラムの開発方法

研修プログラムの構成を、①目標とする人材像、②対象者、③到達目標、④開講科目とし、これらの内容を検討するために、以下の5つの方法で、検討した。

2.1 SSW 関連文献による調査

SSWerの定義、SSWerに必要な知識や経験などを教育課程に盛り込む必要があるためSSWや、SSWに関連する文献等で調べた。

* 愛知県立大学教育福祉学部

2.2 豊田市の現役 SSWer（3名）へのインタビュー調査

豊田市は愛知県で最も早く（2004年度）常勤の SSWer（学校コンサルタント）が配置された自治体である。そこで、2013年1月20日に豊田市の3名の SSWer に、SSWer として必要な知識、視点、資質、経験などについて質問をした。

2.3 SSWer とかかわった経験がある学校教員へのインタビュー調査

学校教員からみた SSWer の特徴は、重要であると考え、実際に生徒の問題解決に向け、SSWer と協働した経験がある8名の教員が、SSWer をどのように捉えているか、SSWer の役割は何かなどについて質問をした。調査は、2012年7月～8月に実施した。

2.4 座談会「SSWer の専門性」

専門性についても教育課程に盛り込む必要がある。2013年3月29日に下記の SSW 関係者（5名）に集まっていたいただき、座談会「SSWer の専門性」を開催し、SSWer の専門性についての考えを伺った。

【座談会指定発言者】

上村文子氏（滋賀県 SSWer, 甲賀市 SSWer）

佐々木千里氏（SSWer, 立命館大学・金城学院大学非常勤講師）

田中伸子氏（有限会社オフィスパティ社長, キャリア開発アドバイザー）

山本隆三氏（愛知県教育委員会スクールカウンセラー）

萬屋育子氏（愛知教育大学大学院特任教授, 元愛知県児童相談所所長）

2.5 SSWer を養成している大学への訪問調査

2013年2月15日に大学院レベルでの SSWer 養成の教育課程がある福島大学大学院, 2013年2月17日に日本社会福祉士養成校協会の認定を受けている, 白梅学園大学をそれぞれ訪問調査した。

3. インタビュー調査

3.1 方法

インタビューの内容から SSWer の人材像に該当する内容を抽出するために、すべて録音し、文字起こしした。

3.2 倫理的配慮

1) 調査研究に関する同意

インタビュー調査実施にあたっては、研究の趣旨、データの保存、研究成果の公表方法等について、口頭で説明し同意を得ることとした。研究への協力は、本人の自由意思に基づき、いかなる段階でも協力の中止あるいは情報の撤回できる旨を周知するとともに、下記の個人情報保護についても説明し、同意を確認した。

2) 個人情報の保護の方法

インタビューの記録等は、保管庫に施錠して管理する。研究成果の公表にあたっては匿名性を確保する。

3) 問い合わせ先の明確化

以上の点について、調査や結果の分析、公表等に関して協力者に疑義がある場合は、問い合わせができるように、問い合わせ先を明示した。

4. 調査結果

4.1 SSW 関連文献の目次

SSW の教科書的な文献の目次は、その教育課程を反映していると考えられるため、「スクールソーシャルワーカー養成テキスト」¹⁾、「スクール [学校] ソーシャルワーク論」²⁾、「よくわかるスクールソーシャルワーク」³⁾ の3冊の目次を比較した。その結果を表1に示した。

4.2 現状の教育課程

現状の SSWer 養成カリキュラムとして、典型的であると考えられる全米ソーシャルワーク教育協議会、福島大学大学院、日本社会福祉士養成校協会のカリキュラム

表1 SSWに関する文献の目次

スクールソーシャルワーカー養成テキスト	スクール [学校] ソーシャルワーク論	よくわかるスクールソーシャルワーク
I章 学校ソーシャルワークの歴史	第1章 児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域	I なぜスクールソーシャルワークが必要なのか
II章 学校ソーシャルワークの専門的基盤と援助技術	第2章 スクール(学校) ソーシャルワークの価値・倫理	II スクールソーシャルワークとは
III章 学校ソーシャルワークの実践	第3章 スクール(学校) ソーシャルワークの発展過程	III スクールソーシャルワークの歴史と動向
IV章 自治体における学校ソーシャルワークの取り組み	第4章 海外のスクールソーシャルの役割と活動	IV 学校教育の特徴
V章 海外のスクールソーシャルワーカー	第5章 スクール(学校) ソーシャルワークにおける実践モデル	V 教育(学校)が連携する機関とその機能
VI章 わが国におけるスクールソーシャルワーカーの人材養成について	第6章 スクール(学校) ソーシャルワークの支援方法	VI スクールソーシャルワークの基礎理論
	第7章 スクール(学校) ソーシャルワーカーとスーパービジョン	VII スクールソーシャルワークの展開過程
		VIII スクールソーシャルワーク実践
		IX スクールソーシャルワークの課題と展望

を以下に示す。

1) 全米ソーシャルワーク教育協議会 (CSWE1988)

全米ソーシャルワーク教育協議会は、「アメリカの社会福祉学の学部・大学院の教育内容を検討し、教育内容や教育計画、実習基準などの認可をおこない、社会福祉教育に対する社会的学術的責任を負う」⁴⁾機関である。この機関の養成カリキュラムを表2-1に示した。基本的な形は、「一般教養領域」と「専門基礎領域」、「専門領域」に分かれ、学部では「一般教養領域」を中心に「専門基礎領域」を含んで構成されている。鈴木⁴⁾は、アメリカの学部と大学院のちがいについて、「学部と大学院の段階は知識、価値観、技術での個々内容的な区別というよりも、その質や発展性、総合性の深化で示されている。」と説明している。

2) 福島大学大学院

福島大学大学院人間発達文化研究科教育福祉臨床領域(修士課程)では、SSWの人材養成を行っており、この課程での受講科目⁴⁾を表2-2に示す。なお、本課程は教育学を基盤としている課程であるために、SSWerを目指す学生には、社会福祉士の取得を勧めているとのことであった。

3) 日本社会福祉士養成校協会

2013年11月、日本社会福祉士養成校協会が、「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格者を基盤としたスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」を定めた(表2-3、表2-4参照)。2013年7月現在の正会員校数265校のうち、本教育課程認定校は29校となっている(学部26、専門学校3)。

社会福祉士や精神保健福祉士有資格者を基盤としてい

表2-1 全米ソーシャルワーク教育協議会 (CSWE 1988) のスクールソーシャルワーク教育課程

<p>【一般教養領域】 実践上の人と環境との相互作用、多様な文化的背景、知識・態度、コミュニケーション技術、批判的思考、社会的心理的哲学的生物学的問題や人間の行動に関する問題、社会問題</p> <p>【専門基礎領域】 ソーシャルワークの価値観と倫理、多様性、社会的正義、危機的状况にいる人々の状況、人間の行動と社会環境、社会福祉政策とサービス、ソーシャルワーク実践、研究調査、実習</p> <p>大学院のプログラムは上記の「専門基礎領域」をさらに深化させ、個別の専門領域である特定分野を集中的に習得し、現場での実際の応用的知識、技術、価値を高めることとマネジメント能力や管理者養成に軸が置かれる体系となっている。</p>
--

引用：鈴木庸裕，「「学校ソーシャルワーク」専門職の養成をめぐる実習カリキュラムの一考察—社会福祉と学校教育の結節点をめぐって—」学校ソーシャルワーク研究，第3号，pp. 25-40，2008

表2-2 福島大学大学院人間発達文化研究科教育福祉臨床領域 受講科目

区分	講義科目名	概要	区分	講義科目名	概要
基礎論 6～8単位	子ども学特論	学校・課程・地域社会が支える子どもの学びと身体について	実践研究 4単位	学校教育臨床研究Ⅰ・Ⅱ	事例検討会，修論発表会，研究検討会，社会調査発表，プレゼンテーション
	学校臨床心理論特論	臨床心理，発達臨床，障害児教育，生活指導の統合的アプローチ	課題研究 4単位	課題研究Ⅰ・Ⅱ	修士論文研究指導
	教育福祉臨床概論	個の成長と社会的諸関係の「複眼」的認識の形成	自由選択 6～8単位	学校教育実践学特論	教育課程，授業運営の実践的課題
	生活指導特論	学級指導や全校指導と子ども集団づくり，SSTの方法		学校経営実践論	教育経営の「計画，実践，評価」の課題
	学校ソーシャルワーク特論	学校ソーシャルワークの目的・方法・価値，海外動向		学校心理士受験資格関係科目	
方法論 4～6単位	学校ソーシャルワーク実践特論	相談援助・ソーシャルワークの実践モデルと理論		学校経営実践論	教育経営の「計画，実践，評価」の課題
	特別ニーズ教育実践論	特別支援教育の方法とチームワーク実践，校内委員会の運営，機関連携	学校心理士受験資格関係科目		
	健康教育方法論特論	スクールベーストヘルスマーション			
	地域生活支援方法論特論	障害児者の地域生活支援とケースマネジメントの基礎，地域論			

表2-3 日本社会福祉士養成校協会（学部レベル）その1

スクールソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク実習
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢 ・スクールソーシャルワークの価値・倫理 ・アメリカや他諸外国の日本のスクールソーシャルワークの発展課程の概要 ・海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動の概要 ・スクールソーシャルワークの実践モデルの概要 ・スクールソーシャルワークの個別及び集団支援の実際例（ミクロ・レベル） ・スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実際例（メゾ・レベル） ・スクールソーシャルワークの教育行政への支援（マクロ・レベル） ・スクールソーシャルワーカーのスーパービジョン 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の価値，ミッションとは ・地域アセスメント，学校アセスメント ・具体的な問題解決能力を高める ・アウトリーチ ・チームアプローチ ・マネージメント ・ケース会議 ・教育行政との協働 ・市町村子ども家庭相談体制に位置づける ・福祉・教育協働の相談体制作り，地域に根ざした活動展開 ・開発機能の意義と実践 ・スクールソーシャルワークを維持発展させる力をつける ・実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち，教職員，教育委員会，事例や学校に関する関係者との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 ・子ども・家族の理解，学校，教育委員会，教育センター，適応指導教室など基本的な理解，そしてそのニーズ把握と支援計画の作成 ・子ども，家族，そして学校，教育委員会などとの援助関係の形成 ・子ども・家族への権利擁護，そして学校，教育委員会など含めての支援（エンパワーメント含む）とその評価 ・校内におけるケース会議や学年会議でのケース検討における進め方の実際 ・校内や関係機関含めた他職種によるチームアプローチの実際 ・社会福祉士としての職業倫理，教員など学校関係者の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 ・学校運営，学校組織，教育委員会組織の実際 ・市町村の子ども相談体制について理解し，学校がどのようにつながっているのかを学ぶ，具体的なネットワーキング，社会資源の活用・調整・開発に関する理解

表2-4 日本社会福祉士養成校協会（学部レベル）その2

スクールソーシャルワーク実習指導	教育関連科目群	追加科目
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ・学校現場等を知り、学校組織を体験的に学ぶ。 ・スクールソーシャルワーク実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術指導等を体得する。 ・教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。 ・具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を養う。 ・用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべき新しい現場に入るという意味を十分に理解し、開拓の視点を養う。 	<p>(ア) 教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目の教育内容 教育原理、教育行政、学校運営、社会教育など</p> <p>(イ) 教育の基礎理論に関する科目のうち、「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目 教育心理、教育支援、発達心理、教育福祉など</p>	<p>児童や家庭に関する支援と児童・家庭福祉制度 精神保健学</p>

る養成カリキュラムのため、SSW に特化した科目と教育の基礎理論に関する科目が中心となっている。

日本社会福祉士養成校協会の教育課程認定を受けている白梅学園大学は、社会福祉士国家試験受験資格の科目にプラスしてSSWerに関する科目を開講する必要があるため、これらの科目は土曜日に開講せざるを得ないということであった。また、実習先の確保にも苦労しているということであった。

4.3 SSWer・SSW の定義

SSWer の職務内容、担うべき役割、必要な能力、人材像などをSSWer・SSWの「定義」と考え、以下の機関等による定義を調べた。

全米ソーシャルワーク協会（NASW2008）を表3-1、文部科学省の「スクールソーシャルワーク活用事業」の定義を表3-2、日本社会福祉士養成校協会、日本スクールソーシャルワーク協会、福島スクールソーシャルワー

表3-1 SSWer・SSW の定義

全米ソーシャルワーカー協会（NASW 2008） ⁴⁾	
<p>スクールソーシャルワーカーとは (倫理)：学校ソーシャルワーカーは、家庭と学校と地域の間の橋渡し役である。教師、学校管理者、子ども支援職員、および両親からなる教育的なチームの一員として、専門的なサービスを提供し、子どもの学究的で社会的な成功を促進し、サポートする。 (職務指針)：本協会の学校での専門職は、その構成員とクライアントに次のことを提供する。</p> <p>①学校ソーシャルワークは適切で継続的な資源開発を通じ、すべての子ども青年およびそれらの家族に最善の教育と個人的可能性を発展させる。その実行のための専門的な知識基盤の改善や開発を促進する。</p> <p>②職務およびクライアントのニーズを満たすために最良の社会政策とその計画を促進する。</p> <p>③学校ソーシャルワークの強化と実践的な統合のための適切な促進活動、つまり、学校ソーシャルワークおよび学校ソーシャルサービスワークの拡張を促す公的な認識と知識を発展させる。</p>	<p>ソーシャルワーカーに求められる力量の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの倫理 ・プログラムの開発と管理調整能力 ・ソーシャルワークの様式と手続き ・ソーシャルワークの実践モデルの提示 ・多文化的学際的アクティビティ ・子ども集団の特性把握 ・公教育の法律や判例、手続き ・子どもと家庭との人間関係 ・教師と学校職員との連携とサービス ・他の学校教職員へのサービス ・学校運営と専門的任務 ・機関連携や予防 ・アドボカシー能力 <p>(注) この指標は2012年に改訂されている</p>

表3-2 SSWer・SSW の定義

<p>文部科学省 SSW 活用事業⁵⁾</p>	<p>平成22年度⁶⁾と平成23年度⁷⁾文部科学省スクールソーシャルワーカー実践活動事例集の「今後の課題」より抽出</p>
<p>社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者を「SSW」として選考することができる。</p> <p>①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤教職員等への研修活動 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を理解している ・社会福祉の視点から児童生徒・学校・家庭・地域をコーディネートできる ・地域独自のサービスの知識、学校独自の特性や教員の役割を多面的に理解し、効果的なプランニングを行うことができる ・スクールソーシャルワーカーの対応は、福祉的なかわりを継続することが基本 ・問題解決力 ・専門的なスキル

表3-3 SSWer・SSW の定義

日本社会福祉士養成校協会 ²⁾	日本スクールソーシャルワーク協会 ⁸⁾	福島スクールソーシャルワーカー協会 ⁹⁾
<p>ソーシャルワークを学校をベースに展開することである。(中略)なぜこのような状態になったのか、起きている現象にとらわれずに、さまざまな環境を含めて検討する。これを教員とともに考えることが重要である。この作業であるアセスメント(見立て)、そして、その後のプランニング(手立て)、モニタリング(見直し)といふ社会福祉援助プロセスに基づいて行う。</p> <p>また、社会福祉援助の範囲として、マイクロ、メゾ、マクロレベルが存在するが、学校領域に合わせると、マイクロレベルは個別事情への環境を視野に入れた取り組み、メゾレベルは校内体制づくりや変革への取り組み、マクロレベルは制度・政策立案などシステムづくりにかかわる取り組みといえよう。</p> <p>* 「スクール[学校] ソーシャルワーク論」²⁾ p.39から抜粋</p>	<p>○スクールソーシャルワーカーの基本的な姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの子どもを個人として尊重します。 ■子どものパートナーとして一緒に問題解決に取り組みます。 ■子どもの利益を第一に考えます。 ■秘密を守ります。 ■問題よりも可能性に目を向けます。 ■物事を自分で決めるようにサポートします。 ■個人に責任を求めるのではなく、環境との相互影響に焦点を当てます(エコロジカルな視点)。 <p>○スクールソーシャルワーカーはこんなことをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■話によく耳を傾けます。 ■一緒に活動します。(スポーツ・ゲーム・音楽) ■勉強がしたければ手伝います。 ■親との間に立って、気持ちを代弁します。 ■学校との間に立って、調整や仲介をします。 ■地域のいろいろなサポート資源を紹介します。 ■必要な情報を提供します。 	<p>スクールソーシャルワークとは、学校・家庭・地域の中でさまざまな困難を抱える子どもやその家族が、みずからの力で問題を克服・軽減していくためにサポートをする専門の実践です。</p> <p>すべての子どもたちが豊かな生活や教育機会をもつためには、彼ら彼女らを取り巻く生活全体を把握し、人々と環境に働きかけ、さまざまな相談や、関係調整、仲介、代弁を担う具体的な取り組みが必要になります。</p> <p>スクールソーシャルワークは、そうしたときに学校、家庭、地域(関係諸機関を含む)をつなぐ機能として、人々を橋渡しする役割を果たすものです。この機能や役割は、学校の中で、地域の中で、さまざまな立場の方が担いうるものです。</p>

ク協会の定義を表3-3に示した。なお、平成22年度と23年度の文部科学省スクールソーシャルワーカー実践活動事例集の「今後の課題」に挙げられていた項目のうち、筆者がSSWer・SSWの定義に該当すると考えた内容を表3-2に示した。

4.4 インタビュー調査

3名の豊田市SSWerに対するインタビューとSSWer

と協働した経験がある8名の豊田市教員に対するインタビューの発言内容でSSWer・SSWの定義と筆者が考えた内容を表3-4に示した。

4.5 座談会「SSWerの専門性」

座談会「SSWerの専門性」での発言内容のうち、SSWerの専門性に該当すると考えた内容を表3-4に示した。

表3-4 SSWer・SSWerの定義に関する発言

〈インタビュー〉 豊田市 SSWer (3名)	〈インタビュー〉 SSWer とかかわった経験がある豊田市教員 (8名)	座談会 SSWer の専門性
<ul style="list-style-type: none"> ・先生とは異なる新しい視点を提案する ・学校とはちがう視点で考えられる ・先生に迎合しない ・多様な価値観をもつ ・視野を広く ・コミュニケーション力 ・アセスメント (見立て) の能力 ・学校の組織の理解 ・学校のきまりや文化の把握 ・使える社会・地域資源 (学校の内外) ・福祉や教育関係の法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭に問題がある児童生徒に対しては、<u>学校の先生では問題解決できない。そのような問題を扱う</u> ・学校ではそもそもソーシャルワークという考え方がなかったため、ソーシャルワークが実践できることが求められる ・問題整理をする能力 ・親でもない、学校でもない、教員でもない第三者としての<u>立場で考える</u> ・先生の応援をするのではなく、別の視点の解決策を提示する ・<u>学校の先生に認められる</u> ・学校の先生の相談相手になる ・フットワークが軽く、わからなくても、自分がすぐに答えを出すのではなく、いろいろな人に聞くとか、相談するとか、様々な方法を持ち、いっぱい引き出しを持っていること ・知ったかぶりをしない。答えを出す努力をしてくれる ・学校のために、子どものために一緒に戦ってくれる ・福祉関係者に理解できるように学校の考えを伝える (通訳) ・第三者が、違う立場で入って、違うアプローチをしてもらえると、すべて良い状態を保ちながらやっていける。進展していける ・<u>学校の現状をよく知っている</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育における福祉的視点の理解と教員への SSW 的視点の啓蒙 ・地域を理解した上で学校環境との相互の関係を理解する ・学校と地域資源をつなぐ ・第三者の立場で家庭環境を調整する ・コーディネート ・アセスメント (見立て) ・ケース会議のファシリテーション ・親と子をつなぐ役割 ・親を地域につなぐ役割 ・子どもを地域につなぐ役割 ・非審判的態度 ・倫理綱領 ・スーパービジョン

5. 研修プログラムの基本的な考え方

5.1 対象者

人間発達学研究科での SSW 研修プログラムは、本研究科では社会福祉学関係と教育学関係の科目が多数開講していることから、SSW を基盤とする社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者 (「社会福祉ベース者」とする) だけでなく、教職免許を所持している学校教育を基盤とする有資格者 (「学校教育ベース者」とする) を対象とすることが特徴である。さらに、学校教育ベース者の到達目標が SSWer ではなく、学校現場での「SSWer のよき理解者」としている点も本プログラムの特徴である。

5.2 異文化理解

SSWer は学校現場で SSW を実践する。SSWer が自分自身の「福祉文化」とは異なる、圧倒多数の「教師文化」の中で、SSW を実践しなければならない。SSWer とかかわった経験のある教員の発言の中に、「学校では

そもそも SSW という考え方がなかった」や「福祉関係者に理解できるように学校の考えを伝える (通訳)」(表 3-4 参照) のように、福祉文化と教員文化は異なっている部分があることがわかる。

筆者が国際ソーシャルワーク連盟のソーシャルワークの定義¹⁰⁾を参考に「福祉文化」の特徴を考え、これを「教師文化」¹⁾と比較してみた (表 4 参照)。福祉文化は調整や連携、環境、エンパワメントなどがキーワードとなり、教師文化は指導、努力主義、集団、平等性などがキーワードとなる。子どもの利益を第一に考えることは同じだが、問題解決の視点や方法が異なることがわかる。

このように SSWer が学校現場で SSW を実践するにあたり、下記に示した (表 3-4 下線部参照) SSWer の役割や SSW 的視点 (福祉文化) を理解し、SSW の協力者となる必要がある。

- ・親でもない、学校でもない、教員でもない第三者としての立場で考える
 - ・家庭に問題がある児童生徒に対しては、学校の先生では問題解決できない。そのような問題を扱う
- 一方、社会福祉ベース者は、下記に示した (表 3-4 下線部参照) ように、学校や教員文化を理解する必要がある。

表4 教師文化と福祉文化

福祉文化 国際ソーシャルワーク連盟のソーシャルワークの定義を参考	教師文化 スクールソーシャルワーカー養成テキスト ¹⁾ p. 46より引用
相談, 調整, 仲介, 代弁, 情報提供, 連携	問題を一人で抱え込む
人と環境についての全体論的などらえ方に焦点を合わせたさまざまな技能, 技術, および活動を利用	学習指導と生徒指導
ケースワーク (個人)	教育実践における経験主義
エンパワメント	評価活動における情念や努力主義
家族援助	集団を単位とし, 均質性と平等性優先
	役割の無限定性

参考：ソーシャルワークの定義（国際ソーシャルワーク連盟）

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

引用：社団法人日本社会福祉士会ホームページ

国際ソーシャルワーク連盟（IFSW）のソーシャルワークの定義

http://www.jacsw.or.jp/01_csw/08_shiryo/teigi.html

〈アクセス日：2013年1月3日〉

- ・学校の現状をよく知っている
- ・学校の先生に認められる

5.3 到達目標

1) 社会福祉ベース者

SSWerの人材像（表3-1, 表3-2, 表3-3, 表3-4）が、社会福祉ベース者の到達目標に相当する。中でも以下の5点が重要であると考えられる。

- ・学校や教員文化を理解する
- ・学校とは、別の視点の解決策が提示できる
- ・人材や機関をコーディネートできる
- ・ケース会議のファシリテーターができる
- ・スーパーバイズができる

2) 学校教育ベース者

SSWerは教員では解決が困難な問題を扱うことになる。したがって、学校教育ベース者は、教員とは別の視点をもつSSWerと協働することが必要である。したがって、学校教育ベース者の到達目標は、ソーシャルワーカーのよき理解者である。学校現場でSSWを機能させるためには、ひとりでも多くの福祉文化を理解する学校教育者が望まれる。

6. 開講科目

現状の教育課程（表2-1, 表2-2, 表2-3, 表2-4）をみると、①SSWに関連する基礎的な科目、②問題別の実践的な科目、③学校教育に関連する基礎的な科目、④社会福祉関連基礎科目、⑤演習科目、⑥実習科目の構成となっている。そこで、本研修プログラムもこれらの構成を踏襲することにした。また、今回の研修プログラムは、社会福祉ベース者、学校教育ベース者が、それぞれの到達目標を実現するために必須と考えられるカリキュラムを提案する。

6.1 SSW 関連基礎科目

1) スクールソーシャルワーク論

ソーシャルワークを学校現場で行うことは、いわゆる高齢者施設や児童養護施設などの福祉現場で行うソーシャルワークとは大きく異なる。社会福祉ベース者も学校教育ベース者も、SSWやSSWerの定義だけでなく、その役割、価値・倫理などについても学ぶ必要がある。

2) 精神保健学

保護者等が精神障害者の場合も多いため、精神疾患や

保健に関する知識は必須となる。

6.2 問題別実践科目

SSWの教科書^{1),2),3)}では、SSWの問題として、以下のものが挙げられている。

特別支援教育、いじめ、不登校、ひきこもり、不就業、就学支援、フリースクール、学力保障、保護者対応、児童虐待、貧困、非行、精神疾患、児童福祉施設、外国籍の子どもたち、子育て支援、若者の貧困、性的マイノリティ、高等学校（中退・進路問題）、大学

上記の中で、愛知県の特異性も考慮し、必須の問題として、①不登校とひきこもり、②虐待、③いじめ、④非行、⑤発達障害、特別支援教育、⑥外国籍児童生徒を必須とすべきと考えた。

6.3 学校教育関連基礎科目

社会福祉ベース者にとって、教員文化を理解することは必要不可欠であるので、学校教育関連の科目の履修は必須である。学ぶべき科目としては、特に教育関連法、教育原理、教育行財政、学校運営などを想定している。

なお、教員文化を理解するには、「校務分掌」が有効であるといわれている。校務分掌とは「学校には、学年、教務、生徒指導、教育相談、PTA担当などいろいろな役割があり、それらを校務と呼んで、教職員で分担して担当する。その職務の種類と責任の範囲を定めて、割り当てること」であり、SSWerとして、学校の中で多くの先生と連携する上で学校の組織を理解することは必須である。

6.4 社会福祉関連基礎科目

学校教育ベース者が、SSWerが実践していることを理解できるようになる必要がある。そのためには、「ソーシャルワーク」や社会福祉関連科目を学び、基本的な考え方や方法論を通して、社会福祉文化を理解することが重要である。

学ぶべき科目としては、ソーシャルワーク論、子ども家庭福祉論社会福祉学概論、地域福祉論、福祉関連法福

祉制度、福祉施設（機関）などを想定している

6.5 演習科目

演習科目は、具体的な問題解決を行うケース会議とした。通常、ケース会議のメンバーは教員（学級担任）、学校管理職、スクールカウンセラー、SSWerなどである。場合によっては地域の関係機関の代表者や保護者の参加もあり得る。社会福祉ベース者は、ケース会議のファシリテーターができることが目標のひとつである。

ケース会議は学校教育ベース者にとって通常の学校内での会議とは進め方が異なる（たとえば、一定の時間内に問題解決に取り組む「問題解決型ケース会議」）ため、会議の目的や進め方について理解しておく必要がある。以下の5つの問題についてのケース会議を体験することを必須と考えた。

①不登校とひきこもり、②虐待、③いじめ、④非行、発達障害、特別支援教育、⑥外国籍児童生徒

6.6 実習科目

学校教育ベース者にとっては、SSWerのよき理解者となることが目標のため、特にSSWerの実習は不要である。一方、社会福祉ベース者にとっては、文化の異なる学校現場で、問題解決を行うことが目標であるために、できるだけ長い期間の学校現場での実習は必須である。SSWerが配置されている学校で実習ができる場合は、SSWerを実習指導者として実習を行えばよい。しかし、愛知県では多くの教育委員会でSSWerが配置されていない。そこで、学校現場を知る目的で、かつ学校の日常業務に支障が少ないと考えられる、副担任として現場に入る実習を提案する。

また、SSWに関する事例検討会や研修会への積極的な参加を促したい。

7. まとめ

以上、人間発達学研究科博士前期課程におけるSSW研修プログラムを検討してきた。今回提案するプログラムを表5に示した。このプログラムでは社会福祉ベース

表5 人間発達学研究科博士前期課程におけるスクールソーシャルワーク研修プログラム

	社会福祉ベース者	学校教育ベース者
目標とする人材像	スクールソーシャルワーカー	ソーシャルワーカーのよき理解者
対象者	社会福祉士 精神保健福祉士	教職免許所持者
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や教員文化を理解する ・学校とは、別の視点の解決策が提示できる ・人材や機関をコーディネートできる ・ケース会議のファシリテーターができる ・スーパーバイズができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉文化を理解する ・ソーシャルワーカーと協力して、問題解決にあたることができる
SSW 関連基礎科目	スクールソーシャルワーク論, 精神保健学	
問題別実践科目	①不登校とひきこもり, ②虐待, ③いじめ, ④非行, ⑤発達障害, 特別支援教育, ⑥外国籍児童生徒	
学校教育関連基礎科目	教育関連法, 教育原理, 教育行財政, 学校運営など	
社会福祉関連基礎科目		ソーシャルワーク論, 子ども家庭福祉論, 社会福祉学概論, 地域福祉論, 障害者福祉論, 福祉関連法, など
演習科目	【ケース会議】 ①不登校とひきこもり, ②虐待, ③いじめ, ④非行, ⑤発達障害, 特別支援教育, ⑥外国籍児童生徒	
実習	副担任として8時間×4W	事例検討会や研修会などへの参加

者と学校教育ベース者の両者を対象とし、学校教育ベース者をSSWerのよき理解者として考えた。具体的なカリキュラムは、①SSWに関連する基礎的な科目、②問題別の実践的な科目、③学校教育に関連する基礎的な科目、④社会福祉関連基礎科目福島、⑤演習科目、⑥実習科目が適当であると考えた。

本研究は、愛知県立大学平成24年度理事長特別教育・研究費交付事業の交付を受けて行いました。

また、共同研究者である、坪井由実氏、中藤淳氏、堀尾良弘氏、田川佳代子氏、村田一昭氏、望月彰氏にご協力いただきました。ここに謝意を表します。

参考・引用文献

- 1) 日本学校ソーシャルワーク学会編集, 「スクールソーシャルワーカー養成テキスト」中央法規出版, 2010年
- 2) 社団法人日本社会福祉士養成校協会監修, 門田光司, 富島喜揮, 山下英三郎, 山野則子編集, 「スクール [学校] ソーシャ

ルワーク論」2012年

- 3) 山野則子, 野田正人, 半羽利美佳編著, 「よくわかるスクールソーシャルワーク」ミネルヴァ書房, 2012年
- 4) 鈴木庸裕, 「学校ソーシャルワーク」専門職の養成をめぐる実習カリキュラムの一考察—社会福祉と学校教育の結節点をめぐって— 学校ソーシャルワーク研究, 第3号, pp. 25-40, 2008
- 5) 文部科学省 スクールソーシャルワーカー実践活動事例集, 2008年12月
- 6) 平成22年度文部科学省スクールソーシャルワーカー実践活動事例集, 2011年9月
- 7) 平成23年度文部科学省スクールソーシャルワーカー実践活動事例集, 2012年9月
- 8) 日本スクールソーシャルワーク協会ホームページ http://www.sswaj.org/w_ssw.html (アクセス日: 2014年1月3日)
- 9) 福島スクールソーシャルワーカー協会, 活動と入会の案内パンフレット
- 10) 社団法人日本社会福祉士会ホームページ「国際ソーシャルワーク連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義」http://www.jacsw.or.jp/01_csw/08_shiryo/teigi.html (アクセス日: 2013年1月3日)